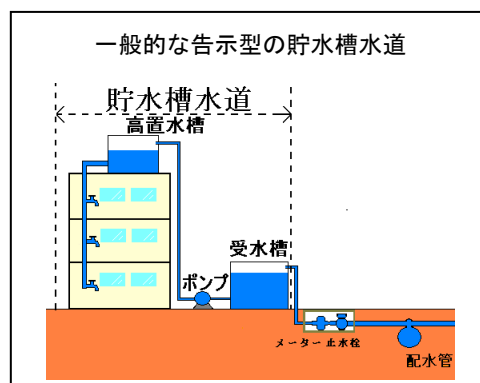


地下に埋設されている受水槽を設置（管理）されている方へ

1. 地下埋設の受水槽とは

昭和の高度成長に伴い、国内ではビル、マンションなどの高層建築物が多く建設され、これに飲料水を給水するために貯水槽水道が設置されました。当時は、地下に埋設された受水槽が多く設置されていましたが、水槽設備の不備や管理の不十分さなどにより、水槽に汚水などが流入して汚染事故が多発しました。

このことから、国は昭和50年建設省告示第1597号により、六面点検の可能な水槽の設置を義務付けました（地下式受水槽の設置は認めない）。この告示に基づき設置している地上式受水槽（水槽自体が地上に設置）を告示型、そうでない地下式受水槽（水槽自体が地下に埋設）を非告示型と分類しています。

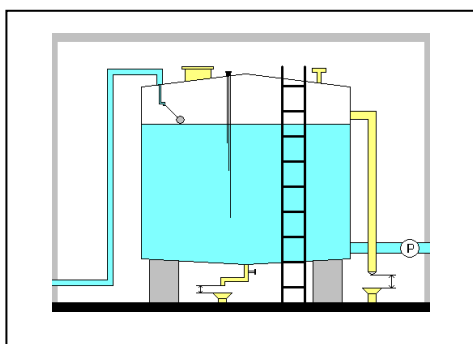


地下に埋設されている非告示型水槽は、外部から六面点検ができません。また、建築年数によっては老朽化が進行し、隣接する汚水槽等からの汚染事例もあります。

なお、水道法により、受水槽を含む貯水槽水道の管理責任は設置者（管理者）にあります。
※受水槽とは、水道事業体から水道水を最初に受けた水槽を示します。

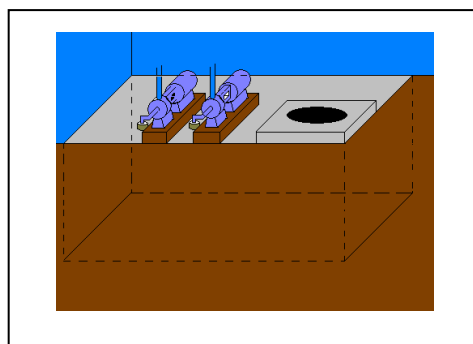
○地上式受水槽（告示型）

床置きされた水槽で、上面・下面・側面の六面点検が外部からできる構造



○地下式受水槽（非告示型）

床下にある鉄筋コンクリート製の水槽で、六面点検が外部からできない構造



2. 地下式受水槽（非告示型）の危険性

○地下式受水槽（非告示型）の不適事例（国土交通省HPより出典）



揚水管の隙間



水槽内壁に亀裂あり



水槽内天井部に排水管設置



マンホール立ち上がりなし
パッキンの破損

○地下式受水槽の汚染例

- ①汚水槽が隣接して設置されており、水槽の亀裂などから汚水が流入
- ②マンホールの立ち上がり不足しているため汚水が流入
- ③水槽上部に設置しているボイラー用オイルが流入
- ④揚水管の接合部の隙間から虫などが入った
- ⑤大雨で建物が冠水して、汚水などが流入
- ⑥水槽内に設置している排水管から排水の漏れ

※平成6年には、隣接する汚水槽から汚水が流入して、クリプトスポリジウム症が発症した事例がありました。

(クリプトスポリジウム属原虫による嘔吐などの症状)

3. 設置者（管理者）の対応

地下式受水槽を早急に改修するには、費用の面を含め難しい状況であると思われますが、設置者（管理者）は日常の管理や適切な維持管理が必要です。

①水槽設備の把握

(受水槽周囲に汚染源となる設備がないか確認)

②管理の強化

(貯水槽清掃時に水槽内の亀裂や、汚水などが流入するおそれのある穴がないか点検)

③改修計画

(将来的には地上式の六面点検可能な受水槽への更新、または給水方式の変更等の検討)

上記に主な対応を①～③の三点挙げてみました。

貯水槽水道の設置者（管理者）は施設の管理責任がありますが、地下に埋設された水槽は、亀裂等による水質汚染の危険性があるため適切な維持管理が必要です。また、将来的には六面点検可能な地上式の水槽へ更新することや、地下式受水槽を経由せず給水する方式（直結直圧給水方式、直結増圧式給水方式など）に切り替えることが望まれます。

今後も安全で安心な飲料水を継続して給水できるように管理上の参考にして頂ければ幸いです。
※給水方式を切り替えする際には、管轄の水道事業者へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

登録番号 第50号

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会

試験センター 施設管理課

〒890-8589

鹿児島市与次郎二丁目 8-15

T E L (099) -253-8935

F A X (099) -255-2850

E - m a i l : shiset-kgj@po.minc.ne.jp

ホームページ : www.minc.ne.jp/kpa-siken